

# 重 要 事 項 説 明 書

## 訪 問 看 護

おかもと訪問看護ステーション宝塚第二

## 重要事項説明書 (訪問看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社おかもと
代表者氏名	代表取締役 岡本佳剛
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒572-0035 大阪府寝屋川市池田旭町24-22 サンライズ柴田103号 電話番号: 072-812-5666 フックス番号: 072-812-5667
法人設立年月日	平成19年11月

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	おかもと訪問看護ステーション宝塚第二
介護保険指定事業者番号	宝塚市指定(指定事業所番号) 2861190714
事業所所在地	〒665-0832 兵庫県宝塚市向月町19番5号
連絡先 相談担当者名	電話番号: 0797-84-5060 FAX番号: 0797-84-5061 相談担当者名: 柏原 千恵
事業所の通常の 事業の実施地域	宝塚市、伊丹市、尼崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業所が実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った指定訪問看護の提供を目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、居宅において自立した生活ができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復をはかるものとする。</li> <li>2 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的にこれを行う。</li> <li>3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。</li> <li>4 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との連携に努める。</li> <li>5 指定訪問看護の提供終了時には、利用者及びその家族に指導を行うと共に、主治医及び居宅介護支援事業者に情報の提供を行う。</li> <li>6 前5項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</li> </ol>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（1/1～1/3は休業）
営業時間	9時00分～18時00分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日（1/1～1/3は休業）
サービス提供時間	9時00分～17時00分

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 柏原 千恵
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名

看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<p>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</p> <p>4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p> <p>5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</p> <p>8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	常勤 7名 非常勤 21名
看護等職員（看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。</p>	常勤 7名 非常勤 22名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。          具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 病状・障害の観察</li> <li>2 清拭・洗髪等による清潔の保持</li> <li>3 食事および排泄等日常生活の世話</li> <li>4 床ずれの予防・処置</li> <li>5 リハビリテーション</li> <li>6 ターミナルケア</li> <li>7 認知症患者の看護</li> <li>8 療養生活や介護方法の指導</li> <li>9 カテーテル等の管理</li> <li>10 その他医師の指示による医療処置</li> </ul>

## (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

- ① 介護保険で算定・・・介護保険被保険者で要介護・要支援者（但し、末期の悪性腫瘍患者、厚生労働大臣が定める疾病等の患者、急性憎悪による特別訪問看護指示書が交付された場合（14日間に限る）は医療保険で算定）
- ② 医療保険で算定・・・ア)40歳未満の者
  - イ)40歳以上で要介護・要支援者でない者
  - ウ)上記①の下線の状態にある者

<介護保険を適用する場合>

(R6.6)

訪問看護ステーションの場合	サービス提供時間数		20分未満					30分未満				
			基本単位	利用料	利用者負担			基本単位	利用料	利用者負担		
					1割 負担	2割 負担	3割 負担			1割 負担	2割 負担	3割 負担
昼間	看護師	314	3,469円	347円	694円	1,041円	471	5,204円	521円	1,041円	1,562円	
	准看護師	283	3,127円	313円	626円	939円	424	4,685円	469円	937円	1,406円	
早朝 夜間	看護師	393	4,342円	435円	869円	1,303円	589	6,508円	651円	1,302円	1,953円	
	准看護師	354	3,911円	392円	783円	1,174円	530	5,856円	586円	1,172円	1,757円	
深夜	看護師	471	5,204円	521円	1,041円	1,562円	707	7,812円	782円	1,563円	2,344円	
	准看護師	425	4,696円	470円	940円	1,409円	633	7,027円	703円	1,406円	2,109円	
30分以上 1時間未満						1時間以上 1時間 30分未満						
	サービス提供時間数		基本単位	利用料	利用者負担			基本単位	利用料	利用者負担		
	サービス提供時間帯				1割 負担	2割 負担	3割 負担			1割 負担	2割 負担	3割 負担
昼間	看護師	823	9,094円	910円	1,819円	2,729円	1,128	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円	
	准看護師	741	8,188円	819円	1,638円	2,457円	1,015	11,215円	1,122円	2,243円	3,365円	
早朝 夜間	看護師	1,029	11,370円	1,137円	2,274円	3,411円	1,410	15,580円	1,558円	3,116円	4,674円	
	准看護師	926	10,232円	1,024円	2,047円	3,070円	1,269	14,022円	1,403円	2,805円	4,207円	
深夜	看護師	1,235	13,646円	1,365円	2,730円	4,094円	1,692	18,696円	1,870円	3,740円	5,609円	
	准看護師	1,112	12,287円	1,229円	2,458円	3,687円	1,523	16,829円	1,683円	3,366円	5,049円	

※ 理学療法士等による訪問の場合

理学療法士等による訪問の場合	サービス提供時間帯	サービス提供時間数	基本単位	利用料	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
		2回以内/日	294	3,248円	325円	650円	975円
昼間	2回超/日	265	2,928円	293円	586円	879円	
	早朝	2回以内/日	368	4,066円	407円	814円	1,220円
夜間	2回超/日	331	3,657円	366円	732円	1,098円	
	深夜	2回以内/日	441	4,873円	488円	975円	1,462円
	2回超/日	398	4,397円	440円	880円	1,320円	

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝又は夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

※ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

請求の別	利用者 介護度	要介護1～4の利用者					要介護5の利用者				
		基本単位	利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担	基本単位	利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担
1月	看護師	2,961	32,719円	3,272円	6,544円	9,816円	3,761	41,559円	4,156円	8,312円	12,468円
	准看護師	2,902	32,067円	3,207円	6,414円	9,621円	3,686	40,730円	4,073円	8,146円	12,219円
日割り	看護師	97	1,071円	108円	215円	322円	124	1,370円	137円	274円	411円
	准看護師	95	1,049円	105円	210円	315円	121	1,337円	134円	268円	402円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき上記金額の90/100となります。

また、当事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき上記金額の85/100となります。

※ <指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合>

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、その交付の日から14日間に限っては、介護保険による訪問看護費は算定せず、医療保険による訪問看護の提供となります。

- ※ <定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合>  
主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき1,078円（利用者負担額1割108円、2割216円、3割324円）を減算します。
- ※ 指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合（加算）
- ※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合、次に掲げる基準イまたはロのいずれかに該当するときは、1回につき8単位を所定点数から減算します。イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えてのこと。ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

#### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
要介護度による区分なし	緊急時訪問看護加算（I）	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円 1月に1回
	緊急時訪問看護加算（II）	574	6,342円	635円	1,269円	1,903円 1月に1回
	専門管理加算	250	2,762円	277円	553円	829円 1月に1回
	特別管理加算（I）	500	5,525円	553円	1,105円	1,658円 1月に1回
	特別管理加算（II）	250	2,762円	277円	553円	829円 1月に1回
	ターミナルケア加算	2500	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）
	初回加算（I）	350	3,867円	387円	774円	1161円 病院、診療所等から退院した日に看護師が初回訪問を実施した場合に初回のみ
	初回加算（II）	300	3,315円	332円	663円	995円 (I)以外初回のみ
	退院時共同指導加算	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円 1回あたり
	看護・介護職員連携強化加算	250	2,762円	277円	553円	829円 1月に1回
	複数名訪問加算（I）	254	2,806円	281円	562円	842円 複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
		402	4,442円	445円	889円	1,333円 複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上（1回につき）

複数名訪問加算(Ⅱ)		201	2,221 円	223 円	445 円	667 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
		317	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
長時間訪問看護加算		300	3,315 円	332 円	663 円	995 円	1回あたり
口腔連携強化加算		50	552 円	56 円	111 円	166 円	1月に1回
看護体制強化加算	I	550	6,077 円	608 円	1,216 円	1,824 円	1月に1回
	II	200	2,210 円	221 円	442 円	663 円	
サービス提供体制強化加算 (指定訪問看護ステーションの場合)	I	6	66 円	7 円	14 円	20 円	1回につき
	II	3	33 円	4 円	7 円	10 円	
サービス提供体制強化加算 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合)	I	50	552 円	56 円	111 円	166 円	1月あたり
	II	25	276 円	28 円	56 円	83 円	

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に算定します。

(I) は、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合です。(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。(1) のみの場合は (II) となります。

※ 専門管理加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。別に厚生労働大臣が定める基準とは、次の通りです。

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合

- 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者
- 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- 人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者

□ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

- 診療報酬における手順書加算を算定する利用者

※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高力口リー輸液の投

## 与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ア 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- イ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ウ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- エ 真皮を越える褥瘡の状態
- オ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)はアに、特別管理加算(Ⅱ)はイ、ウ、エ又はオに該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に居宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- ア 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- イ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に算定します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。(Ⅰ)は病院、診療所から退院した日に行った場合、(Ⅱ)は(Ⅰ)以外の場合算定します。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が主治医等と連携し(テレビ電話装置等を活用する場合を含む)在宅生活での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院当日の訪問看護は、利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、退院・退所当日の訪問看護について、厚生労働大臣が定める状態にある者に加えて、主治の医師が必要と認めた場合は算定します。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画

の作成の支援等を行った場合に算定します。

- ※ 複数名訪問加算は、同時に複数の看護師等又は看護師等か看護補助者と同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関と介護専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合、1月に1回に限り算定します。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して指定訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価(3級地 11,05円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいつたんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### <医療保険を適用する場合>

(R6.6)

訪問看護療養費の種類	金額	備考
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円 (5,050円)	週3日目まで (カッコは准看護師の訪問の場合)
	6,550円 (6,050円)	週4日目以降 (カッコは准看護師の訪問の場合)
	5,550円	理学療法・作業療法・言語聴覚士の訪問の場合
	12,850円	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合
訪問看護基本療養費Ⅱ	5,550円 (5,050円)	同一日に2人 週3日目まで (カッコは准看護師の訪問の場合)
	6,550円 (6,050円)	同一日に2人 週4日目以降 (カッコは准看護師の訪問の場合)
	2,780円 (2,530円)	同一日に3人以上 週3日目まで (カッコは准看護師の訪問の場合)
	3,280円 (3,030円)	同一日に3人以上 週4日目以降 (カッコは准看護師の訪問の場合)
	5,550円	同一日に2人 理学療法・作業療法・言語聴覚士の訪問の場合
	2,780円	同一日に3人以上 理学療法・作業療法・言語聴覚士の訪問の場合
	12,850円	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円	一時的に外泊している場合 入院中1回に限り算定

難病等複数回訪問加算	4,500 円 (4,000 円)	1 日に 2 回訪問の場合 (カッコは同一建物内 3 人以上)
難病等複数回訪問加算	8,000 円 (7,200 円)	1 日に 3 回以上訪問の場合 (カッコは同一建物内 3 人以上)
緊急訪問看護加算 イ	2,650 円	在宅支援診療所の主治医が指示した 緊急訪問看護を行った場合 月 14 日目まで
緊急訪問看護加算 □	2,000 円	在宅支援診療所の主治医が指示した 緊急訪問看護を行った場合 月 15 日目以降
長時間訪問看護加算	5,200 円	特別管理加算の該当者・特別訪問看護指 示書に係る訪問看護をうけている者
乳幼児加算	1,300 円 (1,800 円)	6 歳未満の乳幼児 (カッコは別に厚生労働大臣が定める 者に該当する場合)
機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230 円 (イ 3,000 円・□ 2,500 円)	月の初日 (カッコは 2 回目以降の訪問の場合)
機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030 円 (イ 3,000 円・□ 2,500 円)	月の初日 (カッコは 2 回目以降の訪問の場合)
機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700 円 (イ 3,000 円・□ 2,500 円)	月の初日 (カッコは 2 回目以降の訪問の場合)
訪問看護管理療養費	7,670 円 (イ 3,000 円 □ 2,500 円)	機能強化型を算定しない場合 (カッコは 2 回目以降の訪問の場合)
24 時間対応体制加算 イ	6,800 円	24 時間対応体制における看護業務の 負担軽減の取組を行っており、同意を得 た場合 月 1 回
24 時間対応体制加算 □	6,520 円	イ以外の場合 月 1 回
複数名訪問看護加算	4,500 円 (4,000 円)	看護職員と他の看護師等 (カッコは同一建物内 3 人以上)
	3,800 円 (3,400 円)	看護職員と他の准看護師 (カッコは同一建物内 3 人以上)
	3,000 円 (2,700 円)	看護職員とその他職員 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名訪問看護加算 1 日 1 回の場合	3,000 円 (2,700 円)	看護職員とその他職員 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名訪問看護加算 1 日 2 回の場合	6,000 円 (5,400 円)	看護職員とその他職員 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名訪問看護加算 1 日 3 回以上の場合	10,000 円 (9,000 円)	看護職員とその他職員 (カッコは同一建物内 3 人以上)
特別管理加算	2,500 円 5,000 円	特別な管理を要する状態にあるもの 算定基準の重症度に応じて 月 1 回
退院時共同指導加算	8,000 円 (10,000 円)	入院又は老健に入所中、退院指導を 医師等と共同して行った場合 (特別管理指導加算算定の場合)
退院支援指導加算	6,000 円 (8,400 円)	退院日に訪問し、在宅療養指導を行った場合 (長時間にわたる療養上必要な指導をした場合)
在宅患者連携指導加算	3,000 円	医療関係職種間で情報共有し 療養指導を実施した場合 月 1 回
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円	急変等に伴い関係医療従事者と共同で訪問、 カンファレンス等を行った場合月 2 回まで

精神科重症患者支援管理連携加算	8,400 円	通院が困難な利用者に週 2 回以上訪問 看護を行う場合
	5,800 円	通院が困難な利用者に月 2 回以上訪問 看護を行う場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	喀痰吸引等を介護職員に必要な支援を行った場合に月 1 回に限る
専門管理加算	2,500 円	緩和ケア 禢瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（月 1 回）
	2,500 円	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（月 1 回）
訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1,500 円	月 1 回
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	在宅又は特別養護老人ホームその他これに準ずる施設で死亡し、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	特別養護老人ホームその他これに準ずる施設以外で死亡し、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した場合
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	情報通信機器を用いた在宅の看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき死亡診断の補助を行った場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	月 1 回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間・早朝の場合
深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜の場合
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	4,250 円 (3,870 円) 5,550 円 (5,050 円)	週 3 日目まで（カッコは准看護師） 30 分未満の場合 30 分以上の場合
	5,100 円 (4,720 円) 6,550 円 (6,050 円)	週 4 日目以降（カッコは准看護師） 30 分未満の場合 30 分以上の場合
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	4,250 円 (3,870 円) 5,550 円 (5,050 円)	同一日に 2 人 週 3 日目まで（カッコは准看護師） 30 分未満の場合 30 分以上の場合
	5,100 円 (4,720 円) 6,550 円 (6,050 円)	同一日に 2 人 週 4 日目以降（カッコは准看護師） 30 分未満の場合 30 分以上の場合
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	2,130 円 (1,940 円) 2,780 円 (2,530 円)	同一日に 3 人以上 週 3 日目まで（カッコは准看護師） 30 分未満の場合 30 分以上の場合
	2,550 円 (2,360 円) 3,280 円 (3,030 円)	同一日に 3 人以上 週 4 日目以降（カッコは准看護師） 30 分未満の場合 30 分以上の場合
精神科訪問看護基本療養費（Ⅴ）	8,500 円	在宅療養に備え一時的に外泊している場合入院中 1 回に限り算定

長時間精神科訪問看護加算	5,200 円	長時間の訪問看護の場合（週 1 回算定）
複数名精神科訪問看護加算 (1 日 1 回の場合)	4,500 円 (4,000 円)	看護師と看護師等 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (1 日 1 回の場合)	3,800 円 (3,400 円)	看護師と准看護師 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (1 日 2 回の場合)	9,000 円 (8,100 円)	看護師と看護師等 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (1 日 2 回の場合)	7,600 円 (6,800 円)	看護師と准看護師 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (1 日 3 回以上の場合)	14,500 円 (13,000 円)	看護師と看護師等 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名精神科訪問看護加算 (1 日 3 回以上の場合)	12,400 円 (11,200 円)	看護師と准看護師 (カッコは同一建物内 3 人以上)
複数名精神科訪問看護加算	3,000 円 (2,700 円)	看護師と看護補助者等 (カッコは同一建物内 3 人以上)
特別地域訪問看護加算	所定額の 100 分の 50	ステーションの所在地から利用者の家庭まで移動に 1 時間以上である者
精神科緊急訪問看護加算 イ	2,650 円	在宅支援診療所の主治医が指示した緊急訪問看護を行った場合 月 14 日目まで
精神科緊急訪問看護加算 口	2,000 円	在宅支援診療所の主治医が指示した緊急訪問看護を行った場合 月 15 日目以降
精神科複数回訪問加算	4,500 円 (4,000 円)	1 日 2 回訪問 (カッコは同一建物内 3 人以上)
	8,000 円 (7,200 円)	1 日 3 回以上訪問 (カッコは同一建物内 3 人以上)

金額単位：円

ベースアップ評価料	金額	ベースアップ評価料	金額
訪問看護ベースアップ評価料（I）	780	訪問看護ベースアップ評価料（II）10	100
訪問看護ベースアップ評価料（II）1	10	訪問看護ベースアップ評価料（II）11	150
訪問看護ベースアップ評価料（II）2	20	訪問看護ベースアップ評価料（II）12	200
訪問看護ベースアップ評価料（II）3	30	訪問看護ベースアップ評価料（II）13	250
訪問看護ベースアップ評価料（II）4	40	訪問看護ベースアップ評価料（II）14	300
訪問看護ベースアップ評価料（II）5	50	訪問看護ベースアップ評価料（II）15	350
訪問看護ベースアップ評価料（II）6	60	訪問看護ベースアップ評価料（II）16	400
訪問看護ベースアップ評価料（II）7	70	訪問看護ベースアップ評価料（II）17	450
訪問看護ベースアップ評価料（II）8	80	訪問看護ベースアップ評価料（II）18	500
訪問看護ベースアップ評価料（II）9	90		

- ※ これらの費用は、各種健康保険の給付の対象となるため、利用者負担は 1~3 割となります。利用者負担額については公費負担医療制度が利用できます。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- ※ 介護保険または医療保険の給付対象とならない訪問看護の場合（介護保険区分支給限度額を超

えてサービスを受ける場合、交通費やおむつ代等の実費等)は全額が利用者の負担となります。

- ※ 24 時間対応体制加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。また、この加算を算定し緊急訪問を行った場合には、緊急時訪問の所要時間に応じた所定金額を算定します。
  - イ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合
  - イ以外の場合

なお、この加算を算定する場合は別添同意書をご記入いただきます。
- ※ 退院支援指導加算は、退院支援指導を要する利用者に対して、保険医療機関から退院するに当たって、看護師等(准看護師を除く。)が、退院日在宅での療養上必要な指導を行った場合(長時間の訪問を要する利用者に対して指導を行った場合、退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を越えた場合に限る。)に初日の指定訪問看護の実施日に 1 回に限り所定額に加算します。

ただし、利用者が退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合においては、死亡若しくは再入院日に算定します。なお、訪問看護管理療養費を算定する月の前月に退院支援指導を行った場合においても算定します。
- ※ 専門管理加算は、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護法を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月 1 回、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定額に加算します。
  - ア 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に所定額に加算します。
  - イ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に所定額に加算します。
- ※ 訪問看護ターミナルケア療養費は、在宅で死亡された利用者又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上指定訪問看護(退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。)を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定します。
  - ア 訪問看護ターミナルケア療養費 1 は、在宅で死亡された利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡された利用者を含む。)又は特別養護老人ホーム等で死亡された利用者(看取り介護加算等を算定している利用者を除き、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡された利用者を含む。)に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。
  - イ 訪問看護ターミナルケア療養費 2 は、特別養護老人ホーム等で死亡された利用者(看取り介護加算等を算定している利用者に限り、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡された利用者を含む。)に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。
- ※ 遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅の看取りに係る研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、医師の死亡診断の補助を行った場合に所定額に加算します。
- ※ 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪

問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、月1回に限り算定します。

- ※ 訪問看護ベースアップ評価料は別に厚生労働大臣が定める基準として適合しているものとして地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号O2の1を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料（I）として、月1回算定します。また、訪問看護ベースアップ評価料（II）については、（I）を算定している利用者1人につき、当該基準に係る区分に従い、月1回に限りそれぞれの所定額を算定します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、疾患の急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 医療保険を適応する場合、訪問看護療養費は高額療養費や高額医療費の適用となります。利用者または世帯の所得に応じて保険者（社会保険事務所、健康保険組合等）や市町村で療養費または医療費の払い戻しが受けられます。

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は次の額を請求いたします。 1 事業所から片道10km未満・・・・・・・・・・・・0円 2 事業所から片道15km未満・・・・・・・・・・・・1000円 3 事業所から片道20km未満・・・・・・・・・・・・2000円 4 事業所から片道20km以上・・・有料道路料金+2500円	
	また、通常の事業実施地域内でも、下記の場合は交通費を請求いたします。 1 緊急時訪問看護加算等を算定し、夜間・早朝・深夜に訪問した場合 ・・・タクシー代等の交通費の実費分	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の80%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
(ア)サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の負担となります。	
(イ)日常生活に必要な物品の提供費用	おむつ、手袋等の介護補助用品の提供にかかる実費相当分	
(ウ)死後の処置	15,000円	
(エ)保険を使用しない場合の訪問看護費用	保険の対象にならない訪問看護を実施した場合の費用は、介護保険の点数の10割負担	

## 5 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い (ウ)口座振替 2 お支払いの確認をしましたら領収書をお渡しします。再発行はできませんので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

担当する訪問看護員の変更やその他のご希望は、右の担当者までご相談ください。	相談担当者氏名 柏原 千恵 電話番号：0797-84-5060 FAX番号：0797-84-5061 受付日及び受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～18時00分
---------------------------------------	---

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）および健康保険被保険者証（老人保健の場合は健康手帳）に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケア

プラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 柏原 千恵
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p>
	<p>2 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>

② 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</li> </ol>
---------------	---

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<b>【家族等緊急連絡先】</b>	氏名 _____ 続柄 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話 _____ 勤務先 _____
<b>【主治医】</b>	医療機関名 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	<p>●宝塚市 健康福祉部介護保険課 所在地：〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 本庁舎2階 電話番号：0797-77-2136 受付時間：(月～金曜日) 9:00～17:30 (土日祝・12/29～1/3 除く)</p> <p>●伊丹市 健康福祉部地域福祉室介護保険課 所在地：〒664-8503 伊丹市千僧1-1 (市役所1階) 電話番号：072-784-8037 受付時間：(月～金曜日) 9:00～17:30 (土日祝・12/29～1/3 除く)</p> <p>●尼崎市 福祉局福祉部法人指導課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館3階 電話番号：06-6489-6143 受付時間：(月～金曜日) 9:00～17:30 (土日祝・12/28～1/4 除く)</p>
【居宅介護支援事業所の窓口】	<p>事業所名 ワンサポート 所在地 大阪市淀川区西中島 5-6-16 新大阪大日ビル 11階 電話番号 06-6305-3005 担当介護支援専門員</p>

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	財団法人 日本訪問看護振興財団
保険名	あんしん総合保険
保障の概要	事業者の業務遂行中の対人対物事故、事業者が預かった利用者の財物に起因する事故、事業活動に伴う人格権侵害事故

## 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、サービスが完了した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（この際実費をご負担いただきます）
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

## 16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 17 指定訪問看護サービス内容の見積りについて

- このサービス内容の見積りは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 \_\_\_\_\_ (連絡先: 0797 - 84 - 5060)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月				円	円
火				円	円
水				円	円
木				円	円
金				円	円
土				円	円
日				円	円
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積り）合計額				円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	無・有（サービス提供1回当たり…円）
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。  
なお、サービス内容の見積りについては、確認ができれば、別途料金表の活用も可能です。  
※ この見積りの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

## 18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設定します。（下記に記す【事業者の窓口】のとおり）  
② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行うとともに、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応方法を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者や苦情申立て者に対応方法を含めた結果報告を行う。

## (2) 苦情申立ての窓口

<p><b>【事業者の窓口】</b>  <b>おかもと訪問看護ステーション宝塚第二</b>  <b>担当：(管理者) 柏原 千恵</b></p>	<p>所在地：〒665-0832 兵庫県宝塚市向月町 19 番 5 号      電話番号：0797-84-5060 ファックス番号：0797-84-5061      受付時間：9：00～18：00</p>
	<p>●宝塚市 健康福祉部介護保険課      所在地：〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号      本庁舎 2 階      電話番号：0797-77-2136      受付時間：(月～金曜日) 9：00～17：30      (土日祝・12/29～1/3 除く)</p> <p>●伊丹市 健康福祉部地域福祉室介護保険課      所在地：〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 (市役所 1 階)      電話番号：072-784-8037      受付時間：(月～金曜日) 9：00～17：30      (土日祝・12/29～1/3 除く)</p> <p>●尼崎市 福祉局福祉部法人指導課      〒660-8501      兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁北館 3 階      電話番号：06-6489-6143      受付時間：(月～金曜日) 9：00～17：30      (土日祝・12/28～1/4 除く)</p>
<p><b>【公的団体の窓口】</b>  <b>兵庫県国民健康保険団体連合会</b></p>	<p>所在地：〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 (センタープラザ内)      電話番号：078-332-5617      受付時間：(月～金曜日) 8：45～17：15      (土日祝・12/29～1/3 除く)</p>

## 19 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実 施 の 有 無	無
-----------	---

## 20 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対する業務継続計画に沿った研修等を実施しています。
- (3) 業務継続計画を検討する委員会の設置等を実施しています。
- (4) 感染症や非常災害時、交通機関の停止、訪問経路の状況等によりやむを得ず訪問を中止（中断）する場合があります。また、電話などの通信機器が不通等の理由により、連絡が出来ない場合もあります。

## 21 身体的拘束等の適正化の推進について

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 身体拘束等を行う場合とは、以下の3要件すべてを満たす状態をいいます。  
【切迫性】 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと  
【非代替性】 身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと  
【一時性】 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 22 ハラスメントについて

当事業所は、ご利用者様のご意見・要望に対して、これからも真摯に対応してまいります。しかしながら、カスタマーハラスメントに該当する行為に対しては、毅然とした対応を行い、当事業所で働く職員一人ひとりを守ることも、継続的に安全で質の高いサービスを提供していくためには不可欠と考えております。

提供するサービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

【禁止行為】

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりす

る行為)

- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、  
性的な いやがらせ行為）

【提供するサービス契約の終了】

当事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後訪問看護サービス契約を解除  
することができます。

- ① 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生  
を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して訪問看護サービスを提供するこ  
とが著しく困難になったとき

以上

## 23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年      月      日
-----------------	-----------------

上記内容について、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	大阪府寝屋川市池田旭町24-22 サンライズ柴田103号
	法人名	株式会社おかもと
	代表者名	代表取締役 岡本佳剛 印
	事業所名	おかもと訪問看護ステーション宝塚第二
	説明者氏名	柏原千恵

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印